

(表1)

	男女の賃金の差異（男性の賃金に対する女性の賃金の割合）
全労働者	66.8%
雇用期間の定めのない ・常勤の教職員 ・職域(時間)限定職員	72.4%
・雇用期間の定めのある常勤の教職員 ・短時間勤務有期雇用教職員 ・特定短時間勤務有期雇用教職員	61.8%

対象期間:令和7年度

賃金:基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当を除く

※休職者、休業者、他機関とのクロスアポイントメント適用者、他機関へ出向中の者を除く

(差異についての説明)

法律で定める上記の公表内容は、週の所定労働時間が1時間から35時間の間で様々な契約が存在する(特定)短時間勤務有期雇用教職員と常勤の特定有期雇用教職員が同じ区分に含まれるなど、本学における職の構成(大別すると6の雇用形態(※1)、14の職種(※2)、その他、多くの職名が存在)、職ごとの人員構成、年齢構成等の状況を反映することが困難であり、本学の男女の賃金の差異を説明するには不十分であると考えられる。

そのため、本学の多様な職種・給与体系における男女の賃金の差異の説明として、常勤と短時間勤務の別及び職種別の差異を補足説明として以下に記す。

(※1)教職員、特定有期雇用教職員、再雇用教職員、短時間勤務有期雇用教職員、特定短時間勤務有期雇用教職員、職域(時間)限定職員

(※2)教員、研究、教務、事務、図書、施設、教室、技能、労務、医療、看護、秘書、技術、学術

(表2)

雇用形態	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)	
	常勤教職員等	75.3%
(特定)短時間勤務有期雇用教職員	90.8%	

(表3)

職種	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)	
	常勤	(特定)短時間勤務
教員	88.1%	79.8%
研究員	90.5%	91.8%
医療、看護	90.3%	97.4%
事務等	77.2%	104.2%
非常勤講師	—	137.0%

雇用形態・職種・職名が同じであれば男女の賃金に大きな差異は無いものの、常勤については、看護職を除き、上位職に就く男性教職員の割合が多いこと等で賃金の差異が生じていると考えられる。特に常勤の事務については、男性職員の平均年齢が女性職員よりも5歳程度高いこと、職域(時間)限定職員に女性が多いこと等も影響していると考えられる。

特定短時間勤務の教員については、上位職に就く男性教員の割合が多いこと等で賃金の差異が生じていると考えられる。